

定額給付金が支給されます

西原町では、景気後退による生活支援、地域の経済対策のため「定額給付金」を支給いたします。

申請については平成21年4月からの6ヶ月間とし、振込みについては5月15日以降を予定しております。西原町役場から申請書を送付いたしますので、手元に届きましたらお早めに手続きをお願いします。

- 給付対象者** 基準日（平成21年2月1日）において①、②に該当する者
- ① 町の住民基本台帳に記録されている者
 - ② 町の外国人登録原票に登録されている者（不法滞在者及び短期滞在者は対象外）

- 給付額**
- 給付対象者1人につき12,000円
但し、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については20,000円

- 申請に必要なもの**
- ① 定額給付金申請書（西原町役場から世帯主へ送付します）
 - ② 通帳の写し（金融機関、口座番号、預金者氏名（カナ）がわかるようにコピーして下さい）

- 申請の受付期間**
- 平成21年4月1日から10月1日
※申請期限を過ぎた場合は、給付を辞退したものとみなされますのでご注意ください。

- 支給予定日**（振込予定日）
- 平成21年5月15日以降予定
※支給する日は「支給決定通知書等」でお知らせします。
給付金の支給については、毎月15日までに申請された分を翌月に振込みます。

（注意！） 不審な電話や郵便物が届いたら、迷わずご連絡下さい。（土日・祝祭日を除く業務時間内）
お問い合わせ先：西原町役場 定額給付金対策チーム ☎098-882-8885

75歳以上の後期高齢者高額医療費に関するお知らせ

（65歳以上で、障害認定を受けて後期高齢者医療保険に加入している方も含む）

- ①平成21年度から高額療養費の支給日が**毎月6日**に変わります。
- 例：3月に市町村窓口で受け付けた申請は ⇒ 5月7日支給（※）
4月に市町村窓口で受け付けた申請は ⇒ 6月8日支給（※）
※金融機関の営業日でない場合は翌営業日に変更となります。

- ②高額療養費の**支給決定通知書のはがき**は、4月以降送付されません。
支払日以降に振込口座での確認をお願いします。



お問い合わせ：沖縄県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎963-8013

ご存知ですか？「子育て応援特別手当」

該当者へは、定額給付金とは別に支給されます！

○定額給付金と同様に「生活対策」の一環として今回限りの事業です

- 【対象となる子ども】
- 平成20年度において小学校就学前3年間（平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれ）に該当する子どもであって、第2子以降の子ども
- *「第2子」の判定は、18歳以下の子ども（平成2年4月2日以降に生まれた子）から、年齢順に第1子、第2子……と数えていくことになります。

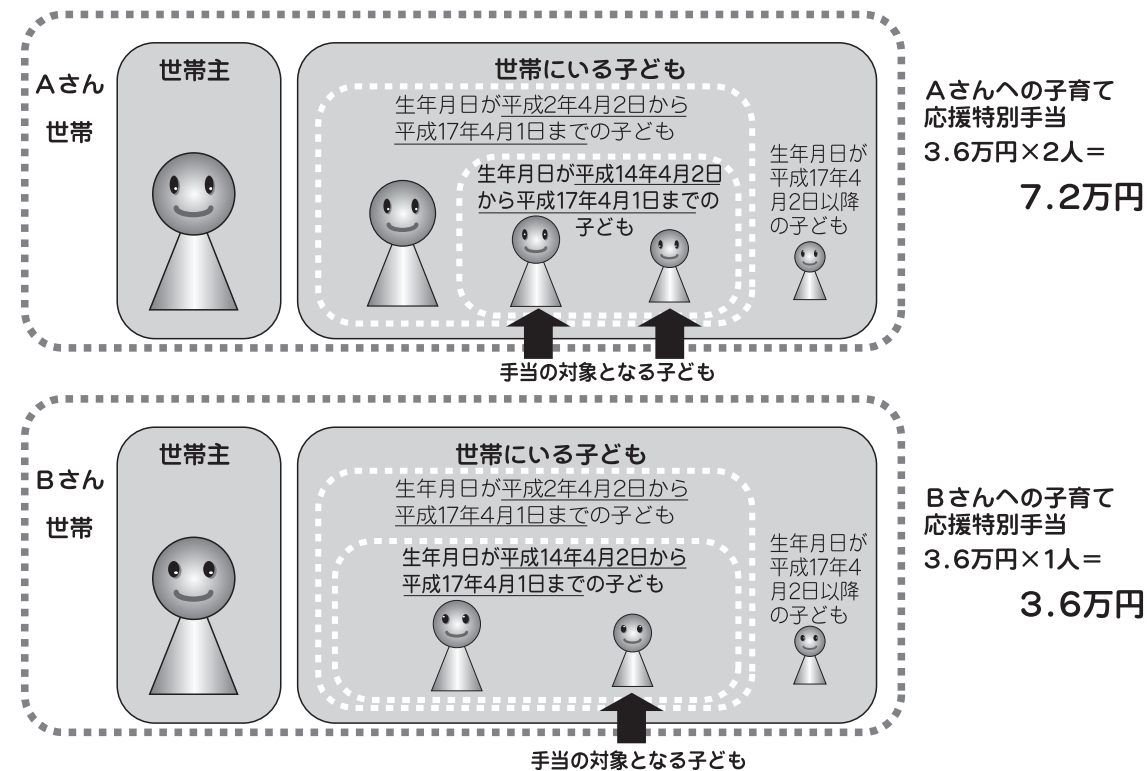
- 【手当の額】
- 対象となる子ども1人あたり36,000円（定額給付金とは別に支給されます）

- 【申請の手続き】
- 対象となる子どもがいる世帯の世帯主が、所定の申請書に必要事項を記入し提出（原則郵送にて提出）
※申請書の提出が無い場合には、辞退とみなされ、手当の給付はありません！

- 【受付期間】
- 平成21年4月1日～10月1日

- 【受取方法】
- 申請の際に指定した口座へ振込（支給決定後は通知を送付します）
第1回の振込予定は5月15日です。 ※振込日は申請の時期によって異なります。

子育て応援特別手当（Aさん、Bさんの場合）



※対象となる子どもと別居している場合、扶養の確認のために医療保険証の写し等の提出が必要になります。詳しくはお問い合わせ下さい。

【問い合わせ】定額給付金・子育て応援特別手当対策チーム ☎882-8885